

【第9号議案 自治会規約の改正について】

当自治会の規約には、会長・副会長の任期には再任しても2期4年の縛りがあります。次期の自治会役員を選出に苦慮した場合は、現任の役員で対応が可能となるべく規約の改正を提案します。

第4項を追加。

〈自治会規約の改正案〉

自治会規約（改正案）	自治会規約（現規約）
第1章 総則	第1章 総則
第9条（役員任期）	第9条（役員任期）
会長・副会長は1期2年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期4年までとする。 2 その他の役員は1期1年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期2年までとする。 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。 4 役員任期が満了する時点で、次期役員が未定の場合は、役員会の合議を得て次期役員を選出する。	会長・副会長は1期2年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期4年までとする。 2 その他の役員は1期1年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期2年までとする。 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。